

令和5年3月17日

各位

大東京信用組合

### 不祥事件の発生について

この度、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。社会的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引いただいておりますお客さまをはじめ、地域および組合員の皆さまに対しまして、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け、役職員一丸となって取り組んで参ります。

#### 記

#### 1. 事件の概要

発生店舗	立川支店
事故者	元職員（渉外担当者・20代男性）
発覚日	令和4年12月7日
事故発生期間	令和3年10月～令和4年12月（約1年1か月）
事故金額等	累計4,184,000円（30先のお客さま）
事故の内容	事故者は、渉外担当者としてお客さまを訪問した際、普通預金の入金分や定期積金の掛込分の現金を、受取書のお渡しならびに、定期積金証書に集金印を押印することなくお客さまからお預かりし、そのまま着服しておりました。着服した現金は、自らの遊興費等に費消していました。
発覚の端緒	立川支店に対する監査部による現物監査において、満期日を経過しているにもかかわらず、満期処理されずに未処理となっている定期積金証書が発見され、当該定期積金のお客さまの担当者であった事故者に経緯を追及したところ、着服行為が発覚したものです。

## 2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事情をご説明のうえで、深くお詫びを申し上げます。また、被害額は全額、当組合が補填いたしました。

なお、当組合が補填した金額は、事故者の親族により全額弁済されております。

## 3. 各関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに法令等に基づく監督官庁への届出や警察への通報を行っております。

## 4. 事故者および関係者の処分

事故者は、令和5年3月7日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、関係者につきましても、管理・監督責任を明確にした上で、厳正な人事処分を行いました。

## 5. 今後の対応について

当組合としては、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけておりますが、今回の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、同様の不祥事件発生を防止するために、以下の再発防止策を講じて参ります。

### (1) 法令等遵守の強化

コンプライアンスの重要性を再認識し、法令等遵守態勢の強化と充実、コンプライアンス意識の向上を図って参ります。

### (2) 内部管理態勢の確立

内部管理態勢の充実・強化に取り組み、職員の行動管理に十分な注意を払うと共に、相互牽制により、不祥事件の未然防止を徹底します。

本件に関するお問い合わせ窓口は、以下の通りです。

大東京信用組合 【お客様相談室】

フリーダイヤル：0120-402-003

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除きます）

なお、当組合では、渉外担当者がお客さまから現金をお預かりする際は、必ず「受取書」もしくは「預り証」をお渡しし、または定期積金証書に集金印を押捺してお返ししております。詳しくは、「お客さまからの現金や通帳・証書等のお預かりについて」をご覧くださいますようお願い申し上げます。

以 上